



2022年2月10日

各 位

会 社 名 オンコリスバイオフーマ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 浦田 泰生
(コード番号：4588)
問 合 せ 先 取 締 役 吉村 圭司
(TEL.03-5472-1578)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、以下の通り「定款の一部変更」について、2022年3月30日開催の第18回定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条</u></p>

(新設)	<p><u>の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 現行定款第17条の削除及び変更定款第17条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって自動的に削除されることとする。</u></p>
------	--

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日水曜日
定款変更の効力発生予定日 2022年9月1日木曜日

3. 今後の見通し

本件は、本株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上